

「大阪“みなど”カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた  
デジタルプラットフォーム構築等業務委託」募集要項  
（公募型プロポーザル方式）

1 案件名称

大阪“みなど”カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けたデジタルプラットフォーム構築等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪港湾局では、国が掲げる「2050年カーボンニュートラルポート（CNP）」、大阪府が掲げる「2050年脱炭素社会『ゼロカーボン おおさか』」及び大阪府が掲げる「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に貢献することとしている。

そのため、港湾及び臨海部の国際競争力を高め、世界に選ばれ続ける港を目指して、「大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画」（港湾法第50条の2に規定するもの。以下「推進計画」という。）を策定した。また、喫緊に迫る2030年度の中期削減目標の達成に向け、令和8年3月に「カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略」（以下「形成戦略」という。）を策定し、大阪“みなど”（大阪港・堺泉北港・阪南港）におけるCNPの形成に向けた取組を推進している。

一方、大阪“みなど”の現状としては、CO<sub>2</sub>排出量の約90%がターミナル外の民間事業者等が由来であり、それらの民間事業者の脱炭素化の取組を促進させることが重要である。

以上を踏まえて、本業務では、脱炭素化の取組を進める民間事業者が、CNP形成に関連する情報等を入手できるとともに、官民だけでなく民間事業者間の連携を強化し、大阪“みなど”のCNP形成を加速化させる「大阪“みなど”CNPデジタルプラットフォーム」をウェブ上に構築するものである。

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 22,000,000 円

(4) 契約期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

(5) 履行場所

大阪市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪府は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は協議のうえ、別紙1「業務委託仕様書（案）」及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、大阪市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、大阪市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書（成果物型）（案）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

保証人 不要

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市入札参加資格を有する者については、本入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 大阪市入札参加資格を有する者については、本入札参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること

①建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく

「港湾及び空港部門」及び大阪市入札参加有資格者名簿（業務委託）種目「500 建設コンサルタント-502 港湾及び空港」に登録していること。

②大阪市入札参加有資格者名簿（業務委託）種目「13 その他代行-17 各種施策研究・調査-01 各種施策研究・調査」に登録していること。

(5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体届出書兼委任状及び業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできず、加えて上記(1)から(3)に該当していること。

(6) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。

①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更

生会社（以下、「更生会社」）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

## 5 スケジュール

・ 公募開始	令和8年7月10日
・ 質問受付締切	令和8年7月23日
・ 質問に対する回答	令和8年7月30日
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年8月3日
・ 参加資格決定通知	令和8年8月6日
・ 企画提案書の提出期限	令和8年8月10日
・ 選定結果通知	令和8年9月上旬
・ 契約締結・事業開始	令和8年9月中旬以降
・ 事業完了	令和9年3月31日

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	公募開始日から令和8年8月3日（月）17時30分まで
イ 提出書類	別紙3「公募型プロポーザル参加申請書」及び添付資料
ウ 提出部数	1部
エ 提出場所	担当（9に同じ。）
オ 参加資格決定通知	令和8年8月6日（木）（予定）に別紙3の様式1に記載の連絡先あてに電子メールにより書面で通知する。

### (2) 関係資料の貸与及び参考資料

#### ア 貸与依頼方法

企画提案書の作成に必要となる関係資料の貸与は、別紙4「関係資料の貸与依頼書」に必要事項を記載し、件名を「関係資料貸与依頼：大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けたデジタルプラットフォーム構築等業務委託」として、担当（9に同じ。）あて電子メールにより提出のうえ、送信後、休日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる大阪市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）の間に電話で受信確認を行うこと。

#### イ 受付期間

公募開始日から令和8年8月3日（月）まで

#### ウ 貸与期間

公募開始日から令和8年8月10日（月）まで

エ 廃棄方法

別紙4「関係資料の貸与依頼書」の遵守事項に基づき、貸与期間終了までに適切な方法によりデータを廃棄すること。また、参加申請後の資格審査により参加が認められない場合又は企画提案書の提出を辞退する場合も上記の貸与期間終了までにデータ等を適切に廃棄すること。廃棄したときは、速やかに担当（9に同じ。）に電子メールにて報告すること。

オ 貸与資料

・「令和6年度 大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）形成戦略等検討業務委託」成果品（概要版）のデータ

（※上記のほか、本案件に係る資料の貸与はありません。）

カ その他（参考資料）

企画提案書の作成においては、以下のホームページについても参考にすること

【大阪市：大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）形成事業】

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000557373.html>

【大阪府：大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）形成事業】

[https://www.pref.osaka.lg.jp/0150010010/osaka\\_kowan/osaka\\_minato\\_cnp/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/0150010010/osaka_kowan/osaka_minato_cnp/index.html)

(3) 質問の受付

ア 受付期間 公募開始日から令和8年7月23日（木）17時30分まで

イ 提出方法 別紙5「質問票」に記載し、件名を「質問：「大阪“みなと”カーボンニュートラルレポート（CNP）形成に向けたデジタルプラットフォーム構築等業務委託」とし、担当（9に同じ。）あて電子メールにより提出のうえ、送信後、電話で受信確認を行うこと。

ウ 回答 令和8年7月30日（木）に「大阪港湾局入札・契約のお知らせ（大阪市HP）」の当該案件公告本文内に掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。

7 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案書等の作成

ア 企画提案書は、別紙6「企画提案書等作成要項」に基づき作成すること。

イ 根拠書類（写し）は、別紙7「企画提案書様式」の様式5「本業務と同種又は類似業務の実績調書」の業務を受注していたことを証する書類（契約書（業務名称・発注機関・契約金額・業務期間が確認できる内容）及び仕様書、業務実施体制表の写し）、別紙7「企画提案書様式」の様式6の配置予定スタッフが有する資格を証する書類の写しを用意すること。

ウ 経費見積書は、別紙6「企画提案書等作成要項」に基づき作成すること。

エ プレゼンテーション資料（別冊）は、Microsoft Office PowerPoint を使用して作成することとし、社名等の事業者を推定できる情報は含まないこと。枚数制限はない

が、プレゼンテーション時間内で説明できる分量とし、内容については企画提案書に記載されている内容に則したものとすること。フォントサイズについては12pt以上(18pt以上推奨)とすること。

オ 提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト及びウイルスチェックの日付をCD等の表面に記入すること。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 参加資格決定通知後から令和8年8月10日(月)17時30分まで
- イ 提出部数 ① 企画提案書(押印不要)  
『社名等の事業者を推定できる情報あり』の紙の部数:1部  
『(同上の情報)なし』の紙の部数:9部  
『(同上の情報)なし』の電子データを保存したCD-ROM又はDVD-ROMの個数:1つ  
② 根拠書類(写し)  
『(同上の情報)あり』の紙の部数:1部  
③ 経費見積書(押印要)  
『(同上の情報)あり』の紙の部数:1部  
④ プレゼンテーション資料(別冊)  
『(同上の情報)なし』の紙の部数:9部(※)  
『(同上の情報)なし』の電子データを保存したCD-ROM又はDVD-ROMの個数:1つ(※)  
※④プレゼンテーション資料(別冊)は、企画提案書とは別の資料を用いて、8-(3)プレゼンテーション審査を実施する場合のみ、提出することとし、電子データについても同様とする。
- ウ 提出場所 担当(9に同じ。)

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

参加資格決定通知を受け、企画提案書等を提出した者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査して、選定委員3名の平均点が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者候補として選定する。なお、選定にあたっては、選定委員の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

(2) プレゼンテーション日時通知

令和8年8月18日(火)(予定)に別紙7「企画提案書様式」様式1に記載の連絡先あてに電子メールにより書面で通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- (ア) 開催日 令和8年8月25日(火)(予定)
- (イ) 場所 大阪港湾局内会議室

- (ウ) 留意事項
- ①プレゼンテーションの実施時間は、1事業者約30分程度（15分発表、15分質疑応答を基本とする）とする。
  - ②プレゼンテーションの際、企画提案書のみで説明する場合は、紙の資料のみで説明する。
  - ③発表時間は厳守することとし、発表時間終了1分前にベルを一度鳴らし、終了時点でベルを複数回鳴らし、その時点で発表を終えることとする。
  - ④プレゼンテーションを行う担当者は本案件の業務実施体制表（別紙7「企画提案書様式」様式3）に示す本業務に従事するスタッフ（管理技術者（管理責任者）であるかは問わない）とする。
  - ⑤プレゼンテーション内容及び議事について、正確に記録するため録音又は録画を行う場合がある。

※審査日程、実施方法は変更する場合がある。

(2) 選定基準

別紙8「審査基準及び審査方法」のとおり

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、大阪市ホームページに掲載する。

## 9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提出資料は返却しない。

エ 提出された資料は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本入札への参加は無効とする。

(2) 担当（提出先、問い合わせ先）

大阪港湾局計画整備部計画課（計画調整担当）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビルITM棟10階）

電話番号：06-6615-8164

FAX 番号：06-6615-7719

E-mail：kowan-keikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp

（休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）に限る。）